

福智町上野焼でおもてなし事業補助金 FAQ

Q1. 購入する上野焼食器の最低金額や最低個数の制限はあるか。

A1. 特にありません。安価なものであっても1個から申請できますので、お気軽にお申込みください。

Q2. 複数の窯元で食器を購入してもよいか。その場合、実績報告書の購入年月日はいつにすればよいか。

A2. 問題ありません。購入年月日は、最後に食器を購入した際の日付を記入してください。

Q3. オリジナルの食器も補助の対象になるか。その場合、申請時に添付する写真はどうしたらよいか。

A3. 対象になります。完成品のイメージができるよう類似品の写真を添付してください。

Q4. 窯元の PR とは具体的にどのようなことをすればいいのか。

A4. 窯元の①名称、②特徴、③購入可能店舗（住所と連絡先）を店内外（食事メニューへの掲載やポップ）とウェブ上（ホームページや SNS）の両方で紹介してください。

Q5. 実績報告書に添付する「食器の写真」と「料理等を盛りつけた写真」は同一の写真でも問題ないか。

A5. 問題ありません。

Q6. 食器購入時の消費税の取り扱いはどうなるのか。

A6. 当補助金は不課税取引に該当します。税に関することは、最寄りの税務署にご確認ください。

Q7. 町に提出する請求書には、インボイスの登録番号などの記入が必要か。

A7. 不要です。

Q8. 標札とは何か。また、どこに設置すれば良いのか。

A8. 令和7年度は上野焼の皿に「当店は上野焼食器を使っています」と記載したものを標札としました。店内外のお客様の目に入り易い場所に設置してください。

Q9. 今年度の予算に残りはあるか。その他の質問はどこに連絡すればよいか。

A9. 福智町役場 企画振興課 地域振興係（電話 0947-22-7766）にお問い合わせください。